

## 販売取引標準契約条項

### 第1条（目的）

本標準契約条項は、別に特約のある場合を除き、ショット日本株式会社（以下「売主」という）が得意先（以下「買主」という）に販売する商品（以下「契約製品」という）にかかる買主と売主の間の売買契約（以下「個別契約」という）に共通に適用する。

### 第2条（個別契約）

1. 本標準契約条項に定める事項のほか、商品名、規格、数量、単価、納期、納入場所、引渡条件等売買に必要な事項は、原則として個別契約において定める。
2. 個別契約は、契約製品に関する取引の内容を記載した買主所定の注文書により買主が売主に申込み、売主が書面（ファクシミリ及び E メールを含む）により買主に承諾の通知をしたときに成立する。
3. 買主の注文書その他の書面に記載された契約条項は、売主が書面でこれに明示的に同意した場合を除き、売主を拘束しない。
4. 個別契約の締結後、法令、租税公課又は運賃、保険料、倉庫料等の諸掛りの変更等により、契約製品の納入に要する費用が増加した場合には、増加額は買主の負担とし、買主は、売主の請求によりこれを売主に支払う。但し、費用の増加が売主の責めに帰すべき事由によって生じた場合はこの限りでない。

### 第3条（納入）

1. 売主は、個別契約に定める納期に、個別契約に定める納入場所において契約製品を買主に納入する。
2. 買主は、売主の書面による同意がなければ、納入場所を変更することができない。買主が売主の書面による同意を得て納入場所を変更した場合において、これにより契約製品の納入に要する費用が増加したときは、その増加額は買主の負担とし、買主は売主の請求によりこれを売主に支払う。

### 第4条（契約製品の受入検査）

1. 買主は、契約製品の納入後速やかに当該契約製品の受入検査を行い、納入後 10 営業日以内（以下「受入検査期間」という）に検査結果を売主に通知する。この場合において、契約製品の全部又は一部が不合格となった場合には、買主は、検査結果の通知とともに、その理由を売主に明示し、売主の確認を得なければならない。
2. 売主は、契約製品が不合格となったことを確認した場合には、速やかに不合格品を引取り、代品を納入する。但し、売主は、不合格となった契約製品が修理可能であるときは、不合格品の引取り及び代品の納入に代えて、不合格品の修理を行うことができる。
3. 買主が受入検査期間内に受入検査の結果を売主に通知しない場合には、納入された契約製品は受入検査に合格したものと見做す。
4. 契約製品が受入検査に合格し又は前項に規定により受入検査に合格したものと見做された後は、買主は、契約製品の数量不足又は瑕疵を理由として、個別契約の全部若しくは一部を解除し、又は売主に対して返品、代金の減額若しくは損害賠償を求めることができない。

#### 第 5 条（所有権の移転）

契約製品が第 3 条第 1 項に従って売主に納入された時点で、契約製品の所有権は、売主から買主に移転する。

#### 第 6 条（危険負担）

1. 契約製品の納入前に、契約製品が滅失、毀損又は変質した場合には、当該滅失、毀損又は変質は、買主の責めに帰すべき事由による場合を除き、売主の負担とする。
2. 契約製品の納入後に、契約製品が滅失、毀損又は変質した場合には、当該滅失、毀損又は変質は、売主の責めに帰すべき事由による場合を除き、買主の負担とする。

#### 第 7 条（代金の支払）

買主は、毎月末日までに第 3 条第 1 項に規定する納入が完了した契約製品の代金を、翌月 25 日（同日が土曜日、日曜日その他銀行の非営業日である場合には、その直前の営業日）までに、売主が指定する銀行口座に振り込んで支払う。但

し、売主と買主が別段の合意をした場合には、その合意に従う。

#### 第 8 条（知的財産権）

1. 売主は、契約製品が、売主の知る限り、日本において効力を有する第三者の特許権その他の知的財産権を侵害しないことを保証する。
2. 売主は、前項に規定するものを除き、契約製品が、第三者の権利を侵害しないことについて、いかなる保証もしない。

#### 第 9 条（権利義務の譲渡）

買主及び売主は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、個別契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、又はこれについて担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### 第 10 条（契約の解除）

1. 売主又は買主が個別契約に違反し、相手方から相当の期間を定めて違反を解消するよう催告されたにもかかわらず、その期間内に違反を解消しない場合には、相手方は、個別契約を解除することができる。
2. 売主又は買主が次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は、事前に催告することなく、直ちに個別契約を解除することができる。
  - (1) 自己が振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになり、又は支払を停止したとき
  - (2) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てをし、又は第三者からこれらの申立てを受けたとき
  - (3) 差押え（滞納処分による差押えを含む）、仮差押え又は仮処分を受けたとき
  - (4) 監督官庁からの営業停止、営業登録抹消等の処分を受けたとき
  - (5) 解散の決議をしたとき
  - (6) その他、個別契約を履行することを著しく困難にする事由があるとき

3. 売主が個別契約を解除した場合には、買主は、当該個別契約に基づいて売主から買受けた契約製品で買主が占有するものを、直ちに売主に返還しなければならない。
4. 売主は、前項に規定より買主から返還を受けた契約製品を売主がその裁量で定める方法により評価又は処分し、その評価額又は処分価格を、売主がその裁量で定める順序で、買主が売主に対して負担する債務の弁済に充当することができる。買主が正当な理由なく契約物品の受領を拒絶したため売主が個別契約を解除した場合における当該契約製品についても同様とする。
5. 個別契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

#### 第 11 条（期限の利益の喪失）

次の各号に掲げる場合には、買主は、契約商品の代金その他売主に対して負担する一切の債務について、期限の利益を失い、その全額を直ちに売主に支払わなければならない。

- (1) 買主が、正当な理由なく契約製品の引取りを拒絶し、又は契約製品の代金の支払いその他個別契約に基づいて売主に対して負担する義務の履行を怠った場合において、売主が買主に対し買主が期限の利益を喪失することを通知したとき
- (2) 買主が第 10 条第 2 項第 (1) 号から第 (5) 号のいずれかに該当したとき
- (3) 買主に信用状態が著しく悪化した場合において、売主が買主に対し買主が期限の利益を喪失することを通知したとき

#### 第 12 条（遅延損害金）

買主は、契約製品の代金その他売主に対して支払うべき金銭の支払を遅延した場合には、支払期日の翌日から完済まで、年 15 パーセントの割合による遅延損害金を売主に支払わなければならない。

#### 第 13 条（弁済の充当）

買主が債務の弁済として売主に支払った金銭が、買主が売主に対して負担する期限の到来した金銭債務の全部を消滅させるに足りないときは、売主は、その

裁量により定める順序で、買主が支払った金銭をかかると債務の弁済に充当することができる。

#### 第 14 条（不可抗力）

いずれの当事者も、天災、地変、戦争、法令の制定又は改正、政府の行為、労働争議、輸送機関の事故その他当該当事者の合理的な支配の及ばない事由により個別契約の履行を妨げられた場合には、かかる事由の限度で、債務不履行の責任を免れるものとする。

#### 第 15 条（秘密保持）

買主及び売主は、個別契約の締結又は履行の過程で知った相手方の業務上の秘密情報を第三者に開示し、又はこれを個別契約の履行以外の目的に使用してはならない。

#### 第 16 条（協議）

本標準契約条項又は個別契約に定めのない事項及び本標準取引条項又は個別契約に関する疑義は、買主と売主が誠意をもって協議して解決するものとする。

#### 第 17 条（合意管轄）

個別契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。